

「目標及び指標の記載例」及びその改正概要

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）において、**主務大臣は、目標等の策定に当たり、総務省行政管理局長が示す「目標及び指標の記載例」を参照することとされている。**

今般、当該記載例中「3『業務運営の効率化に関する事項』（3法人共通、業務類型共通）」において、**一般管理費及び事業経費に係る効率化目標の記載例を追加するもの**

◆ 改正の背景・趣旨

- 主務大臣が指示する**効率化目標については、政府方針や目標策定指針において、画一的で硬直的な目標ではなく、各法人の特性及び事業等の内容に応じて、適切に設定することとされている。**
- また、政策課題の多様化・複雑化を受けて法人の目標変更が相次いでいることや、人的資源の確保が困難となっている状況を踏まえ、委員会において、令和6年11月21日付けで「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定）を改正し、「**法人の業務の重み付けを適切に行うとともに、…DXの推進等による業務の効率化を促した上で、必要なリソースの確保を通じて、法人が質の高いサービスを継続的に提供できるようにする**」旨を求めたところ。
- さらに、昨今の物価や人件費の高騰など、**法人を取り巻く厳しい外部環境の中で、リソース確保の重要性が高まっていること**を踏まえ、法人の事務・事業の実態等を踏まえた**多様で柔軟な目標設定が可能である旨を、目標の記載例においても明らかにする観点から、記載例を追加するもの**

◆ 改正内容（「目標及び指標の記載例」抜粋）

※赤字が改正部分

3 「業務運営の効率化に関する事項」（3法人共通、業務類型共通）

【目標例】

- ・ 一般管理費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%以上を削減する。
- ・ **一般管理費（〇〇を除く。）について、〇〇の取組により、引き続き効率的な執行に努め、〇〇の影響を除き、本中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度と同額以下とする。**
- ・ 事業経費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%程度抑制する。
- ・ **事業経費（〇〇を除く。）について、〇〇の取組により、引き続き効率的な執行に努め、〇〇の影響を除き、本中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度と同額以下とする。**